令和８年度　筑波大学法曹学修生募集要項

「筑波大学法曹学修生」制度は，本学ビジネス科学研究科法曹専攻及び人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻（法科大学院）の修了者に司法試験受験のための学習環境を提供するものであり，法曹学修生は本学東京キャンパス文京校舎の以下の施設を利用できます.

・法曹自習室
・講義室およびゼミ室（自主ゼミに利用する場合のみ）
・大塚図書館
・全学計算機用東京サテライト室
・１階学生用ロッカー（受入が多数となった場合は使用できないことがあります）

なお，授業科目の履修は認められません．履修を希望する場合は「科目等履修生」の申請が別途必要となります.

1.　受入対象者

次のいずれかに該当し，教員会議で受入を認められた者です.

①　筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）を修了見込みの者
　筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻（法科大学院）を修了見込みの者

②　筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）を修了した日の後の最初の4月1日から5年を経過していない者
　筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻（法科大学院）を修了した日の後の最初の4月1日から5年を経過していない者

（注）司法試験合格者は，本制度の趣旨に反するため応募資格を認められません.
　また，司法試験合格により学修生としての資格を失います.
　修了見込みで申請し，前期は該当年度3月，後期は該当年度9月に修了ができなかった場合は申請を取り消します.

受入について，申請者が多数の場合には，修了年度が最近の方から優先し，さらに抽選を行う場合があります．また，過去に本学が定めた規則に違反する行為を行った者は，受入を認められない場合があります.

2.　受入期間

受入期間は，前期（4月1日～9月30日）及び後期（10月1日～翌年3月31日）のそれぞれ6か月で，本学法科大学院修了後の最初の4月1日から5年の範囲で延長が可能です

3.　出願書類

①　筑波大学法曹学修生受入（期間延長）申請書（本学所定用紙）　　1通
②　写真　　1枚（申請前3か月以内に撮影した無帽上半身正面のもの〔縦3cm×横2.4cm〕）
③　誓約書（別添様式）
※　②について，直近で法曹学修生であった者が期間延長申請をする場合には不要です.

4.　申請期間【郵送またはWebにて受付】

前期:　1 月 16 日（金）－1 月 31 日（土）　本学東京キャンパス必着

後期:　8 月 5 日（水）－8 月 20 日（木）　同上

申請にあたり，つぎの点にご留意ください.

⑴　法曹学修生の受入は 6 か月を単位とします．前の期に法曹学修生であった者がひきつづいて受入を希望する場合，所定の出願期間中に期間延長申請を行う必要があります.

⑵　郵送代金は，申請者が負担します.

⑶　出願書類を本学東京キャンパス社会人大学院等支援室（3 階）窓口（以下，支援室窓口とする.）へ持参されても受け取りません．また，期限までに不着の場合，原則として出願受付とみなしません.

⑷　出願書類受領後，受入を認められた者の番号および自習室内に割り当てられた棚番号については，別途,法曹専攻ウェブサイトに掲載します.

（注）受入の許否およびその理由について，電話または支援室窓口での問合せには応じられません.

5.　支払期間

受入を認められた者は，以下の費用がかかりますので，本学より郵送された所定の払込票により金融機関等の窓口で納付してください．支払期間・方法については追ってご案内いたします.

【支払料金】

①　学修料

前期（ 4月1日～9月30日　6か月分）　20,280円

後期（10月1日～3月31日　6か月分）　同上

②　身分証明書発行費　1,000円（新規申請者のみ）

学修料等の納付にあたり，次の点にご留意ください.

⑴　法科大学院修了後に実施される最初の司法試験（受験の有無を問わず.）の合格発表が行われる11月まで学修料は発生しません. 司法試験の合格発表後に後期分の学修料を徴収いたします.

⑵　上記期限内の学修料等の納付を確認できない場合，法曹学修生としての資格を失います.

⑶　司法試験合格者が応募のうえ学修料等を納付した場合，手数料分を差引き返金いたします.

詳細は，別紙1をご確認ください.

6.　「学修生証」受領・更新期間

前期：　4 月 23 日（木）－4 月 30 日（木）　18：00 までに支援室窓口で受領または更新してください.

後期：　10 月 1 日（木）－10 月 8 日（木）　同上

（注）日曜・祝祭日は閉室のため除きます．また，申請者本人が支援室窓口にて受領することになります．ただし，申請者が海外出張等で不在の場合など，申請者本人の代理者への委任を示

す一筆を持参のうえ，家族等の代理人が受領することは可能です.

7. 所持品の取扱い

① 教員会議により受入を認められた場合

・申請時に本学法科大学院在籍中の学生については，決められた期間（別途掲載）に，5階の各自の棚にある所持品等を法曹自習室内に割振られた棚に移動してください．履行されない場合，施設委員会が速やかに所持品を撤去等します.

・修了予定者のうち指定キャレルの利用者は，使用期限が3月15日までなので，決められた期間（別途掲載）までにキャレルにおいている所持品を法曹自習室内に割振られた棚に移動してください．履行されない場合，施設委員会が速やかに所持品を撤去等します.

② 教育会議により受入を認められなかった場合，あるいは，受入は認められるも身分証明書発行費または学修料の納付を欠く場合等

・法曹学修生の資格を失うので，各自に割当てられた棚にある所持品は指定の期間内に収去してください．履行されない場合，施設委員会が所持品を撤去等します.

8. その他

・法曹学修生には，学生割引証及び通学証明書は発行されません.

・申請にあたって本学が取得した個人情報は，受入に関する業務，学籍管理及び本人との連絡業務にのみ使用します.

9. 出願書類の郵送先

〒112-0012　東京都文京区大塚3－29－1

筑波大学東京キャンパス文京校舎　社会人大学院等支援室法科大学院教務担当

（別紙1）

【手続きのケース】
法曹学修生の手続きについて、こちらで想定する例を記載いたします。
ご自身の手続き内容をご確認の上、該当する項目に沿ってお手続きをお願いいたします。
本ケースに当てはまらない等、質問がございましたら
社会人大学院等支援室〈law-school@un.tsukuba.ac.jp〉までご連絡ください。

【注意事項】
⑴身分証発行費1,000円は返金できません。（発行と同時に使用が発生したものとみなすため）
⑵該当するケースによって、通常申請書類以外に別途提出書類がございます。
●後期法曹学修生辞退届
前年度修了生が後期申請を行ったが、司法試験に合格し、制度を利用しなくなった際提出いただく書類
その他、学修料払込前に辞退を希望された際提出いただく書類
●法曹学修生学修料等返還請求書
前年度よりも前の修了生が後期申請を行い、学修料を支払ったが、
司法試験に合格し、制度を利用しなくなった際、希望者に学修料を返還するための書類

【手続き例】
⑴前年度3月修了、今年度4月新規加入、司法試験合格のため学修生辞退届提出

【払込金額】

前期学修料	後期学修料	証明書発行費	年間合計
0	0	1,000	1,000

【別途提出書類】
・司法試験合格発表以降、後期法曹学修生辞退届

年度	前年度			今年度											
期				前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
申請	前期							後期			辞退届				
学修料払込															
証明書発行費払込				初回											
利用期間		3月末修了		前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

▲
司法試験合格発表

⑵前年度3月修了、今年度4月新規加入、司法試験次年度以降再受験

【払込金額】

前期学修料	後期学修料	証明書発行費	年間合計
0	20,280	1,000	21,280

【別途提出書類】
・なし

年度	前年度			今年度											
期				前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
申請	前期							後期							
学修料払込											後期				
証明書発行費払込				初回											
利用期間		3月末修了		前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

▲
司法試験合格発表

⑶前年度3月修了、今年度10月新規加入、司法試験合格のため学修生辞退届提出
**　または**
**　今年度9月修了、今年度10月新規加入、司法試験合格のため学修生辞退届提出**

【払込金額】

前期学修料	後期学修料	証明書発行費	年間合計
0	0	1,000	1,000

【別途提出書類】
・司法試験合格発表以降、後期法曹学修生辞退届

年度	前年度			今年度											
期				前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
申請								後期			辞退届				
学修料払込															
証明書発行費払込										初回					
利用期間	3月末修了									後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

▲
司法試験合格発表

⑷前年度3月修了、今年度10月新規加入、司法試験次年度以降再受験
**　または**
**　今年度9月修了、今年度10月新規加入、司法試験次年度以降再受験**

【払込金額】

前期学修料	後期学修料	証明書発行費	年間合計
0	20,280	1,000	21,280

【別途提出書類】
・なし

年度	前年度			今年度											
期				前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
申請								後期							
学修料払込											後期				
証明書発行費払込										初回					
利用期間	3月末修了									後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

▲
司法試験合格発表

⑸前年度より以前に修了、今年度4月新規加入、司法試験合格のため後期学修料返還請求書提出

【払込金額】

前期学修料	後期学修料	証明書発行費	年間合計
20,280	20,280	1,000	41,560

【別途提出書類】
・司法試験合格発表以降、後期法曹学修料返還請求書

年度	前年度			今年度											
期				前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
申請	前期							後期							
学修料払込				前期						後期	返還請求				
証明書発行費払込				初回											
利用期間				前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

▲
司法試験合格発表

⑹前年度より以前に修了、今年度4月新規加入、司法試験次年度以降再受験

【払込金額】

前期学修料	後期学修料	証明書発行費	年間合計
20,280	20,280	1,000	41,560

【別途提出書類】

・なし

年度	前年度			今年度											
期				前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
申請	前期							後期							
学修料払込				前期							後期				
証明書発行費払込				初回											
利用期間				前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

▲
司法試験合格発表

⑺前年度より以前に修了、前年度より学修生継続利用、司法試験合格のため後期学修料返還請求書提出

【払込金額】

前期学修料	後期学修料	証明書発行費	年間合計
20,280	20,280	0	40,560

【別途提出書類】

・司法試験合格発表以降、後期法曹学修料返還請求書

年度	前年度			今年度											
期				前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
申請	前期							後期							
学修料払込				前期						後期	返還請求				
証明書発行費払込															
利用期間	前年度後期			前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

▲
司法試験合格発表

⑻前年度より以前に修了、前年度より学修生継続利用、司法試験次年度以降再受験

【払込金額】

前期学修料	後期学修料	証明書発行費	年間合計
20,280	20,280	0	40,560

【別途提出書類】

・なし

年度	前年度			今年度											
期				前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
申請	前期							後期							
学修料払込				前期						後期					
証明書発行費払込															
利用期間	前年度後期			前期						後期					
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

▲
司法試験合格発表

【問い合わせ】
筑波大学東京キャンパス文京校舎
社会人大学院等支援室法科大学院教務担当
Tel：03-3942-6815
E-mail：law-school@un.tsukuba.ac.jp